議 第 40 号

平成28年2月22日提出

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改 正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように 改正する。

熊本市長 大西一史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年 条例第50号)の一部を次のように改正する。

| 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) | 0.73

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金

による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定によ

る障害基礎年金を除く。以下この表及び次項	
の表において「障害基礎年金」という。)	
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障	0.86
害について障害基礎年金が支給される場合を	
除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害	0.88
について障害厚生年金等又は平成24年一元	
化法附則第37条第1項に規定する給付のう	
ち障害共済年金(以下この表及び次項の表に	
おいて「平成24年一元化法改正前国共済法	
による障害共済年金」という。) 若しくは平	
成24年一元化法附則第61条第1項に規定	
する給付のうち障害共済年金(以下この表及	
び次項の表において「平成24年一元化法改	
正前地共済法による障害共済年金」という。)	
が支給される場合を除く。)	
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和	0.75
60年法律第34号。以下この表において「国	
民年金等改正法」という。) 附則第87条第	
1項に規定する年金たる保険給付のうち障害	
年金(以下この表及び次項の表において「旧	
船員保険法による障害年金」という。)	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.75
する年金たる保険給付のうち障害年金(以下	
する年金たる保険給付のうち障害年金(以下 この表及び次項の表において「旧厚生年金保	
この表及び次項の表において「旧厚生年金保	0.89
この表及び次項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.89

	る障害年金」という。)		
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障	0.	8 3
	害について障害基礎年金が支給される場合を		
	除く。)		
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害	0.	8 8
	について障害厚生年金等又は平成24年一元		
	化法改正前国共済法による障害共済年金若し		
	くは平成24年一元化法改正前地共済法によ		
	る障害共済年金が支給される場合を除く。)		
	旧船員保険法による障害年金	0.	7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 4
	旧国民年金法による障害年金	0.	8 9
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成	Ο.	8 0
	24年一元化法附則第41条第1項の規定に		
	よる遺族共済年金若しくは平成24年一元化		
	法附則第65条第1項の規定による遺族共済		
	年金(以下この表において「遺族厚生年金等」		
	という。)及び国民年金法による遺族基礎年		
	金(国民年金等改正法附則第28条第1項の		
	規定による遺族基礎年金を除く。以下この表		
	において「遺族基礎年金」という。)		
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死	0.	8 4
	亡について遺族基礎年金が支給される場合を		
	除く。)		
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡	0.	8 8
	について遺族厚生年金等又は平成24年一元		
	化法附則第37条第1項に規定する給付のう		
	ち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法		

附則第61条第1項に規定する給付のうち遺	
族共済年金が支給される場合を除く。)又は	
国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定	0.80
する年金たる保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.80
する年金たる保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定	0.90
する年金たる給付のうち母子年金、準母子年	
金、遺児年金又は寡婦年金	

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害	0.86
基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚	0.88
生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害	
共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による	
障害共済年金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、 平成28年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用 する。

(経過措置)

- 3 新条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給 すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日 前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に 支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。) 第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。) による職域加算額 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 (平成27年政令第345号) 第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付 (平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。) 又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付 (平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付 (平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付 (平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付 (平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域

加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成 24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年 法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加 算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚 生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公 務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政 令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。) 第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額 のうち障害を給付事由とするものをいう。) 又は平成27年地共済経過措置政令第 7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項 の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第 3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算 額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が 同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金 保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41 条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水 準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年 法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項 に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項 の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定 する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金 若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項 の規定は、適用しない。

(年金たる補償及び休業補償の内払)

6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の議 会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定に より支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

(提出理由)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成27年政令第346号)による地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。